

岩手県告示第326号

開発登録簿閲覧規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

開発登録簿閲覧規則の一部を改正する告示

開発登録簿閲覧規則（昭和45年岩手県告示第1458号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(閲覧時間等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録簿を保管する知事、<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「知事等」という。）は、登録簿の整理その他やむを得ない理由のため必要があると認めるときは、臨時に、登録簿の閲覧時間を短縮し、又は登録簿を閲覧させない日を設けることができる。この場合において、登録簿を保管する知事等は、その旨を閲覧所に掲示するものとする。</p>	<p>(閲覧時間等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録簿を保管する知事<u>又は</u>広域振興局長（以下「知事等」という。）は、登録簿の整理その他やむを得ない理由のため必要があると認めるときは、臨時に、登録簿の閲覧時間を短縮し、又は登録簿を閲覧させない日を設けることができる。この場合において、登録簿を保管する知事等は、その旨を閲覧所に掲示するものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。